

## 埋蔵文化財の取扱いの流れ

埋蔵文化財包蔵地で住居の建設や樹木の伐根などの土木工事等を行なう際には、事前に該当場所について埋蔵文化財の有無の確認が必要です。

埋蔵文化財の所在する場所（周知の埋蔵文化財包蔵地）で土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づいた届出が必要となります。また、それ以外の場所においても、工事中などに埋蔵文化財が発見された場合は、届出が必要となりますので、速やかに教育委員会までご連絡ください。

### 埋蔵文化財の確認フローチャート

#### ●埋蔵文化財（包蔵地）の確認

来館、電話、FAX、メールで、確認したい場所の住所をお伝えください。  
なお、資料持参又はFAX、メールで当該区域図の添付をお願いします。

#### ●該当しない場合

工事に着手して問題ありません。  
ただし、工事中に遺跡などが発見された場合には文化財保護法に基づく届出が必要となりますので、浅川町教育委員会までご連絡ください。(0247-36-2134)

#### ●該当する場合

文化財保護法第93条に基づく届出が必要です。(工事着手の60日前まで)  
詳しくは浅川町教育委員会へお問い合わせください。(0247-36-2134)

#### ●現地確認・試掘

(発掘調査の必要性の判断)

職員が現地を確認し必要に応じて試掘を行います。

現地確認の結果を受けて、福島県教育委員会より「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」のいずれかが指示されます。

#### ●発掘調査

第92条の発掘調査が必要となります。  
本発掘調査となります。(届出者負担・国庫補助有)

#### ●工事立会

工事に立ち会います。その土地の変更前と変更後の写真も必要となりますので、工事に入る前に担当者とお問い合わせください。

#### ●慎重工事

慎重に工事を実施してください。なお、万が一遺物・遺構が発見された場合には浅川町役場までご連絡下さい。